

○豊明市空家等対策協議会運営規則

平成29年3月24日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市空家等対策協議会設置条例(平成28年豊明市条例第9号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条に規定する協議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「特措法」という。)第6条に基づく豊明市空家等対策計画の策定及び変更に関する事務
- (2) 特措法第2条第2項にある特定空家等の判定に関する事務
- (3) その他空家等対策に関する事務

(市長の代理)

第3条 市長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ市長が指名した者がその職務を代理する。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(作業部会)

第5条 協議会は、空家等に関する調査、研究又は特定空家等の判定に関する情報収集を行うため、作業部会を置くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年2月1日から適用する。